

「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」及び 「かながわボランティア活動推進基金21条例」の一部改正について

1 これまでの経緯

- 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（以下「協働推進条例」という）」は、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めるため、平成22年に制定された。

なお、県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間毎に条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定めており、「協働推進条例」については平成27年度を見直し時期とした。

- このため、かながわ協働推進協議会では、平成26年10月に条例見直し検討部会を設置し、「協働推進条例」の見直しについて検討し、平成27年11月に、その結果として「現状では、「ボランティア団体等」以外にも地域の課題に一般社団法人等も取り組んでいることから、「ボランティア団体等」の範囲を拡大し、これまでのNPO法人、任意団体、個人に一般社団法人等を追加するべきである。」との考えが示され、そのことを踏まえ、県においても、「協働推進条例」の改正を検討する必要があるとした。

2 今後の予定

- 平成28年11月の第3回県議会に、「ボランティア団体等」に一般社団法人等を加える趣旨の条例改正を提案。
- 併せて、ボランティア団体等を財政面で支援する「かながわボランティア活動推進基金21条例（以下「基金21条例」という）」についても同様の理由から「ボランティア団体等」に一般社団法人等を加える趣旨の条例改正を提案。

<今後のスケジュール>

28年 7月	一般社団法人等へのアンケート調査	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 条例見直し部会 手引きの見直し (8月、10月) </div>
～		
11月	平成28年第3回県議会定例会 ← 条例改正議案提出	
29年 2月	平成29年第1回県議会定例会	
3月	かながわ協働推進協議会（平成28年度第2回）	
4月	協働推進条例、基金21条例施行	

3 条例改正案

(1) 条例改正の趣旨

平成20年の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行後、一般社団法人等の法人数は大幅に増加している。その中にはNPO法人と同様に地域課題に取り組んでいる一般社団法人等もあり、そのような現状を踏まえ、「ボランティア団体等」の定義を広げ、ボランティア活動を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団

法人を追加する内容の改正を行う。

(2) ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例・新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。）<u>、一般社団法人、一般財団法人</u>、法人格を持たない団体及び個人をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>	<p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。）<u>、</u>法人格を持たない団体及び個人をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>

(3) かながわボランティア活動推進基金21条例・新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1条（略） （設置）</p> <p>第2条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）<u>、一般社団法人、一般財団法人</u>、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>	<p>第1条（略） （設置）</p> <p>第2条 県は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）<u>、</u>法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第3条～第9条（略）</p>

※1 一般財団法人等については、NPO法人と異なり、法を引用しての定義規定を置かないのが法令の通例となっている。

※2 公益法人は、一般法人に含まれる（参考1参照）。

【参考1】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。

【参考2】

非営利団体（NPO）に含まれる団体の種類

